

はじめに

佐賀県衛生薬業センターは、佐賀県の公衆衛生の向上及び薬業の振興を図るため、感染症、食品、環境、医薬品等に係る試験検査・調査研究を行う県内唯一の行政検査機関として、県民の期待に応えるべく日々の業務に取り組んでいます。

令和元年 12 月以降、SARS-CoV-2 virus による新興感染症〔COVID19〕が瞬く間に全世界に蔓延してすでに 3 年が経過し、当センターの役割も直接的な感染制御を目的とした PCR 検査から次世代シーケンサーによる新たな変異株の脅威を感知するフェーズに移っております。

さらに、国により令和 5 年 5 月から同ウイルスに関する法律上の取り扱いを 5 類感染症に変更することが決定されたことを受け、いよいよアフターコロナの時代が現実のものになろうとしており、当センターとしてもコロナ対応で縮小されていた多くの業務を取り戻し、見直し、新たな検査研究に挑戦していく好機であると捉えております。

そのような中、令和 5 年 3 月末に地域保健法が改正され、地方衛生研究所の役割が初めて法律上に明記されることとなりました。このことは全国の地方衛生研究所にとって長年の悲願であり、自分たちの業務に対し明確な存在意義を認められたものとして喜ばしいことであるとともに、今後は国民の期待に応える「能力」を備えなければならないという責任が求められることとなります。

また、新型コロナウイルス感染症対応の反省から、国において災害対策に匹敵するような健康危機管理体制の法整備が進められていますが、これら感染症対策に限ることなく他の分野でも地方衛生研究所が担う役割と責任が拡大していくことは明白であります。

これから地方衛生研究所に求められていくドラスティックな変化に遅れをとらないよう、当センター職員は今以上に使命感を持ち、スピード感を持って知識技術の習得に努めていく所存です。

日ごろから関連行政機関、保健福祉事務所、医療機関、学術研究機関をはじめ、関係の皆様には、多大なる御指導・御協力をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後もより一層研鑽に励み、検査技術のレベルアップ、試験検査の効率化、迅速化、信頼性確保に努めて参りますので、なお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 6 月

佐賀県衛生薬業センター所長 吉村 博文